

|        |     |      |    |     |    |    |            |        |       |
|--------|-----|------|----|-----|----|----|------------|--------|-------|
| 文書分類番号 | 00  | 09   | 03 | 002 | 永年 | 起案 | 令和7年11月20日 | 決裁     | 令和年月日 |
| 議長     | 副議長 | 事務局長 | 次長 | 副主幹 | 担当 | 担当 | 担当         | 文書取扱主任 |       |

# 令和7年 第2決算審査特別委員会 会議録

|       |                     |  |              |
|-------|---------------------|--|--------------|
| 開催年月日 | 令和7年9月10日(水)・11日(木) |  |              |
| 開催場所  | 第一委員会室              |  |              |
| 出席委員  | 別紙のとおり              | 事務局  | 壽崎次長<br>林事務補 |
| 欠席委員  |                     |  |              |
| 説明員   | 別紙のとおり              |  |              |
| 議事の概要 | 1 付託事件              | 認定第2号 令和6年度滝川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について<br>認定第3号 令和6年度滝川市公営住宅事業特別会計歳入歳出決算の認定について<br>認定第4号 令和6年度滝川市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について<br>認定第5号 令和6年度滝川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について<br>認定第6号 令和6年度滝川市下水道事業会計決算の認定について<br>認定第7号 令和6年度滝川市病院事業会計決算の認定について |              |
|       | 2 審査月日              | 9月10日、11日の2日間、慎重に審査を行った。   |              |
|       | 3 審査の経過             | 採決の結果、認定第2号から第7号までの6件については、全会一致をもっていざれも認定を可とすべきものと決定した。  |              |
|       |                     |  |              |
|       |                     |  |              |
|       |                     |  |              |
|       |                     |  |              |

## 第2決算審査特別委員会（第1日目）

R7.9.10 (水)13:00~

第一委員会室

開会 12:56

### 委員長挨拶

委員長

ただいまより、第2決算審査特別委員会を開会いたします。

### 委員動静報告

委員長

ただいまの出席委員数は8人全員であります。

これより本日の会議を開きます。

本委員会に付託された事件は、

認定第2号 令和6年度滝川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第3号 令和6年度滝川市公営住宅事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第4号 令和6年度滝川市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第5号 令和6年度滝川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第6号 令和6年度滝川市下水道事業会計決算の認定について

認定第7号 令和6年度滝川市病院事業会計決算の認定について

以上、特別会計4件、企業会計2件の計6件となっております。

### 事前審査説明

委員長

次に、審査の方法について協議いたします。

まず、日程ですが、配付されております別紙日程表に基づき2日間で行うこととし、終了時間については遅くとも午後4時までをめどとして取り進めることでよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長

異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたします。

次に、審査の進め方について協議いたします。

審査は各会計ごとに行うこととし、下水道事業会計及び病院事業会計は決算内容について、その他特別会計は節または細節で50万円以上の不用額について、また要する費用の執行額がゼロとなり、決算書に明記されなくなった場合について説明を受けた後質疑を行い、討論、採決については最終日に行うということでおよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長

そのように決します。

なお、意見は討論の際に述べていただくことになっておりますので、質疑は簡潔に行っていただき、特に決算以外の質疑は行わないようご配慮願います。

また、答弁については部課長に限らず、内容を知り得る方が行ってください。

なお、氏名、職名が告げられないで答弁の許可を得た場合は、所属、職名、氏名を述べてから答弁をしてください。

次に、市長に対する総括質疑は審査日程最終日に予定しておりますが、審査の過程で特に留保したものに限ることでよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

- 委員長 そのように決します。
- 次に、討論ですが、付託されております全認定について一括して各会派の代表の方に行ってもらうこととし、その順番は新政会、市民ネットワーク、会派清新、公明党、寄谷委員の順とすることによろしいでしょうか。
- (異議なしの声あり)
- 委員長 では、そのように決定いたします。
- なお、各会派から出されました討論要旨につきましては、後日事務局で一括整理し、議員にのみ印刷配付することになっておりますので、ご了承願います。
- 資料要求**
- 最後に、資料要求の関係でお諮りいたしますが、予定される資料につきましてはお手元に配付されております。これ以外の関係で資料要求される方は、その都度要求を願い、その必要性を会議に諮り、所管部局の都合を確認した上で決定いたしたいと思いますが、これでよろしいでしょうか。
- (異議なしの声あり)
- 委員長 では、そのように決定いたします。
- 以上で審査方法について協議を終了し、早速審査に入りたいと思いますが、よろしいでしょうか。
- (異議なしの声あり)
- 委員長 それでは、日程に従いまして審査を進めます。
- 認定第6号 令和6年度滝川市下水道事業会計決算の認定について**
- 委員長 認定第6号 令和6年度滝川市下水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。
- まず、冒頭に資料要求をされる方はいらっしゃいますか。
- (なしの声あり)
- 委員長 なしと認めます。
- それでは、説明を求めます。
- (認定第6号を説明する。)
- (認定第6号を説明する。)
- 委員長 説明が終わりました。
- これより質疑に入ります。質疑はございますか。
- 堀 1点伺います。
- 14ページの経営指標に関する事項の中で管渠老朽化率という項目がありますが、これは4年度から6年度まで年々数字が増えているというはどういうふうに捉えたらいいのかを伺います。
- 委員長 答弁を求めます。
- ただいまの管渠老朽化率の数字が増えていくということはどういうことかということなのですけれども、内容としましては管渠総延長のうち法定耐用年数を経過した管渠延長を表す指標となっておりまして、数値が高いほど法定耐用年数を経過した管渠が多いことを示すというふうになっておりますので、老朽化率が増えていくということはそれだけ耐用年数を超えていくものが増えていくということになっております。
- 委員長 ほかに質疑ございますか。
- 副委員長 1点だけ伺います。21ページの水道企業団への検針等の委託なのですが、執行率が86.1ということで、要するにこれは当初予算でどういうふうに組んでいる

かということなのですけれども、100を超えないように多めに組んでいるのか、当初予算の際よりも利用戸数が減ったというふうに見ればいいのですか。どうなのでしょうか。

委員長  
高林係長

答弁を求めます。  
業務費の執行率の関係だと思うのですけれども、予算を組む関係上では見込みで水道企業団から数字をもらっており、実績として予算が足りるようにならざるを得ないという組み方をしていることは考えられます。

副委員長

では、それに関し、令和6年度思ったより激しく利用戸数が減っていたということはないということですね。

高林係長  
委員長

思ったほど戸数が減っているということではないと認識しております。  
ほかに質疑はございますか。

(なしの声あり)

委員長

ないようですので、質疑の留保はなしと確認してよろしいですか。

(異議なしの声あり)

委員長

そのように確認いたします。

以上で認定第6号の質疑を終結いたします。

ここで所管入替えのため暫時休憩いたします。

休憩 13:17

再開 13:18

委員長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

**認定第3号 令和6年度滝川市公営住宅事業特別会計歳入歳出決算の認定について**

委員長

認定第3号 令和6年度滝川市公営住宅事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

まず、冒頭に資料要求される方はいらっしゃいますか。

(なしの声あり)

委員長

なしと認めます。

それでは、説明を求めます。

(認定第3号を説明する。)

(認定第3号を説明する。)

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございますか。

3点お願いします。

まず、294ページの入居者からの損害賠償金は、どういう事案でこの金額になつたのか。また、分納していると思うのですけれども、どれぐらいの期間になるのか。

それと、296ページなのですけれども、住宅の修繕は2つに分かれて、計画修繕と臨時的な修繕とあるのですけれども、この予定外の修繕の金額を見ると、どういう内容だったのか説明してもらいたいと思います。それで、事務概要の153ページの工事関係とか委託業務の住宅のところに出てるもののが該当しているのか、それともこれは施設管理の中に含んでいる計画修繕なのか、どちらのか判別がつかないので、説明をお願いします。

それと、299ページの開西団地建替に伴う移転料の支払い、これの積算の基準というか、何件払っているか分からぬのですけれども、その辺の答弁をお願い

委員長  
秋山課長補佐

します。

答弁を求めます。

ただいまのご質問に対して回答させていただきたいと思います。

まず、294ページ、損害賠償金の損害の内容につきましては、お客様の責によつて破損したもの、例えば経年劣化によらない破損と判断したものについて、月を分けて支払いをしていただいているという内容のものの積み上げでございます。例えば部屋の中、大きな威力をもつて壁に穴を開けてしまったとか、そういった経年劣化ではないもの、そういったものの判断をこちらで行い、お客様とも協議をさせていただいて、対応している状況でございます。

あと、やはり入居されている方については基本的には高額な収入を持っているわけではないものですから、基本的には協議をさせていただいて、分担をして支払いをしていただいているという内容でございます。金額によって多い、少ないはございますので、1年であったり、2年であったりと、そういった期間をもつて分納をさせていただいているという内容でございます。

それと、296ページ、修繕について、臨時なのか一般の修繕なのかという部分なのですが、基本的に一般の修繕、退去の修繕、あと経年劣化による修繕につきましては指定管理者のほうで対応させていただいております。ここに掲載させていただいている修繕料につきましては、そうではない、急遽多額の改修があったものですとか、判定の結果経年劣化と言わないもの、そういったものをこちらのほうで積み上げさせていただいているという内容でございます。内容につきましては、代表となるものをお話しさせていただきますと、啓南団地の電波障害に係った復旧、これは急を要するもので、電波障害というのはビル陰になつてお宅様のほうのテレビとかが見れなくなってしまうことになりますので、そういったものの復旧を急遽させていただいたり、滝の川団地の駐車場の車が乗り入れる部分で、経年劣化と言わない内容、建設のとき不具合があつたかなという判断をさせていただいた部分がございまして、例えば路盤が掘つてみたけれども厚さがなかつたとか、そういったものを対応させていただいたという経緯がございます。例題となるものとしてはそのぐらいなのですが、大まかに言えば経年劣化とならない、あとは高額なもの、計画修繕とならないものを積み上げさせていただいて、その対応をさせていただいた結果でございます。

あと、事務概要の153ページにその修繕の内容が入つてあるかどうかという部分なのですが、この中で対応させていただいたのは16番、啓南団地7・8号棟のピット内のガス漏れ警報器をこちらのほうで計上させていただいております。これは、前年に滝川ガス株式会社さんの方から相談というか、指摘がございまして、警報器の更新が必要ですということでお話があつた部分をこの中で対応させていただいた状況でございます。

あとは、299ページ、開西団地の移転料につきましてですが、予算といたしまして、住戸としては21戸なのですが、25戸分計上させていただいております。これはなぜかといいますと、開西団地に住んでいる21戸の方全てが移転する場合と、あとは第1期の工事のときに仮移転をして、出ていってもらってから解体をして、建てもらっているという場合の入居者の方がおります。その仮移転をしていた方が戻ってくるよとなつたときにその計上も必要なものですから、状況を見て25戸分計上させていただいたという内容になっております。1件の

移転料の算定につきましては、北海道のほうの社会資本の交付金の対象にはなっているのですが、その中では荷物の積込みとか荷物を解いたりなんたりということとか、あとは運搬に関するもの、そういうものの積み上げをさせていただいているというところで、1件当たり14万9,000円計上させていただいているところです。

委員長

すみません。先ほど一番最後の説明の荷物云々というのは、これはトランクルームか何かに預かるとか、そういうことなのでしょうか。それだけ確認させてください。

秋山課長補佐

何か場所を借りたりということではなくて、あくまで引っ越しに関する、その場所からその場所に移動するための負担という形です。

委員長

山 口

突発的修繕、啓南団地の電波障害とか滝の川団地の駐車場というのは、それは入居者からの連絡があったのか、それとも見回りで見つけたのか、どっちなんですか。

秋山課長補佐

見回りとしましては、設備の見回りはさせていただいている部分ではあるのですが、そこでは確認し得ない、ちょっと高いところの破損があったものですから、基本的には入居者というか、ビル陰になっている方からの連絡ということです。

委員長

堀

ほかに質疑はございますか。

1点目ですけれども、297ページの管理代行負担金なのですが、この約1億円の内容はまずどういうものがあるのかというのを1点伺います。修繕等や何かは入っているのかどうなのか特にお聞きしたいと思います。

もう一点は、12節委託料ですが、この433万円の内容を教えてください。

答弁を求めます。

管理代行負担金につきましてですけれども、大まかに説明させていただきますと、まず人件費によるもの、窓口とか入居者対応の方とか、そういうものを積み上げている部分と、あとは経常修繕費です。退去修繕でありますとか、経年劣化による修繕に係る部分です。あとは、計画修繕、例えば水道メーターでありますとかガスのコンロでありますとか、そういう更新が必要だなという判断をして前もって分かっている内容のものが個々に積み上がっています。あとは、保守清掃費、例えばエレベーターの負担金です。エレベーターは点検が必要なですから、そういうものの負担が入っております。あとは、その他諸費といたしまして、会社を運営するための必要な経費が積み上がってその金額という形になっております。修繕費はこの中に基本的には入っているというふうに判断していただいてよろしいです。

委託料についてです。433万7,528円の内訳という形でございましたが、大きくなれば、公営住宅には入居管理のシステムが入っておりますので、そのシステムの関係の保守が毎月かかっている部分がございます。それと、収納に関する委託をしております。指定管理者に指定をさせていただいた事業者に関しては、特殊随意契約を組ませていただいて、収納の契約も別途させていただき、毎月支払いをしているという形を取っております。

堀

修繕費も入っているというふうに今おっしゃられましたけれども、具体的に言うと滝の川団地の煙突が凍ってしまうという件なのですが、今まで市でちゃんとやっていただいていたのに、滝川ガス株式会社に替わってからは、それはお

秋山課長補佐

たくのほうでちゃんと管理しなければ駄目だよと言われているというふうに聞いておりますけれども、こういうところはどうなのでしょうか。

指定管理のほうから全容のほうは確認はしておりませんが、話としては聞いている部分ではございます。基本的にはストーブの運用でありますとか、あとは結露の状態とか、そういうたるもので1回目に修繕をしに行ったときに一度使い方を説明をしたところなのですけれども、毎年同じようになるよということでお話を伺っています。基本的には住んでいる方が自己管理という形を取らせていただいている部分ではあったので、そういうたいきさつがあるのかなというふうに想像できます。

委員長  
寄 谷

ほかに質疑ございますか。

1点伺います。

294ページの先ほど山口委員が聞かれた損害賠償金のところなのですが、ここでは調定額が記載されているのですけれども、これは入居者と話合いがついた金額だと思うのですが、そういう折り合いがついていなくて、翌年度とかに持ち越される部分があるのではないかと思うのですが、それについてはどれぐらいあるのか、分かれば教えていただきたいのですけれども。

委員長

すみません。これは決算でいいのですか。所管のほうでこれは答えられますか。

大丈夫ですか。

秋山課長補佐

ただいまの損害賠償の入居者等の協議の形を取っていないかどうかの確認だったのですけれども、今現状協議が取っていない案件はないというふうに確認をしております。

委員長  
副委員長

ほかに質疑ございますか。

1点だけ。

指定管理を滝川ガス株式会社さんに受けていただいて、年数も結構実績があるのですけれども、いろいろな状況が変わっていく中で、特に令和6年度という限定ですから、そういう中で日々いろんな折衝とか事案の処理とか、それを含めて何かこれはちょっと新たな課題みたいのが出てきたぞということはありますか。なければ、ないという答弁で結構です。

答弁を求めます。

委員長  
秋山課長補佐

今のご質問の関係ですが、大枠としてはないというふうに回答させていただきますが、長い目で見ますと例えば人材とか、といった継承がやはり少し厳しくなってきたかなというところが話の中ではありました。

ほかに質疑ございますか。

委員長  
柴 田

今の関連なのですけれども、人材の確保云々というお話は私ちらっと聞いてはいるのですが、指定管理期間の問題について議論をされているような経過はないですか。今全国的に、指定管理制度は平成15年に導入されて以降、3年を5年にするという取組が各地でなされていて、やはりそういう人材をしっかりと確保するためには5年をめどに指定管理期間としたほうがいいのではないかと、こういうことが全国各地で言われているようなのです。そのことについて、現場のほうで議論された経過というものがあるのかどうなのかお聞きしたいと思います。

答弁を求めます。

委員長  
秋山課長補佐

ただいまのご質問にお答えいたします。

経過をいたしましては、そのようなお話があつたかなかつたかと言われると、

あつたということになります。ただ、こちらのほうは市の制度でございますので、どういった取決めになつていくかというのは今後の話にならうかなというふうに思つております。

委員長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員長 一応私のほうから、荒木委員、柴田委員の質問なのですけれども、ぜひ一般質問のほうでもやつていただけることだといいかなと思いますので、この場においてはこれで終わりといたします。

それでは、質疑の留保はなしと確認してよろしかつたでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長 そのように確認いたします。

以上で認定第3号の質疑を終結いたします。

ここで所管入替えのため暫時休憩いたします。5分ほど休憩を取らせていただきますので、よろしくお願ひします。

休 憩 13:48

再 開 13:51

委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。

**認定第7号 令和6年度滝川市病院事業会計決算の認定について**

委員長 認定第7号 令和6年度滝川市病院事業会計決算の認定についてを議題といたします。

まず、冒頭に資料要求をされる方はいらっしゃいますか。

(なしの声あり)

委員長 なしと認めます。

それでは、説明を求めます。

(認定第7号を説明する。)

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

山 口 それでは、4点お願ひします。

まず、保育所の運営なのですけれども、実績はどれくらいなのでしょうか。それから、委託先を発表できれば委託先も教えてほしいのと、それとこれは積算するときに実績人数を基にするのか、そうではなくて毎年同じ額でしているのか、答弁をお願いします。

2点目が、特別損失の退職給付費の差額なのですけれども、これはこの時期に急に出てきたというのは何か変動したからと説明がありましたけれども、これは向こうの都合なのか、それとも何年か置きにやり直すというか、数え直してこういうふうになるのかというのをお伺いします。

3点目が26ページ、資産の取得のベッド20台ですけれども、ベッドの稼働率がすごく悪くて、空いているのに新しくまた20買ったのだなって思ったのですけれども、これは何かベッドを買うのに補助金があるよとか、そういうことで買ったのですか。

それと、4点目ですけれども、消防の救急車を転院搬送に使っていて、これは病院のほうで札幌に行つたり、旭川に運んでくださいというのですけれども、転院に救急車を使う何か基準みたいなのはあるのですか。

委員長 答弁を求めます。

古山課長補佐

まず、1点目の保育所の実績の件でございます。長期継続契約しておりますプロポーザルの関係で、現在委託先が株式会社ふれ愛チャイルドさんとなっております。実績につきましては、手元の資料で4月1日現在という回答になりますが、まず基本保育の部分としては1歳児が1名、2歳児が2名、3歳児が1名、合計4名、150時間保育が5名、一時保育が13名となっております。保護者の関係でございますが、いずれも当院の職員となっております。

そして、院内保育に関しましては、収入の部分の実績で令和6年度が2,467万6,928円のうち保育料収入が3,491万403円となっております。そして、支出の部分としては同額、2,467万6,928円でして、委託費につきましては2,203万2,000円となっております。

そして、2点目の特別損失の差額につきましては、こちらは退職給付費の部分につきまして変動がございますので、今回の決算においても貸借対照表において退職給付費が昨年度決算よりも増額したことによるものでございますが、年度末に全職員が自己都合で退職した場合に支払うべき退職手当の総額と、実際に北海道退職手当組合へ納付した負担金累計額から既に退職手当として支給した額の総額を控除した額との差分でありますので、基本的には各年度において増減がある仕組みのものでございます。令和6年度決算においては、令和6年度で納めた納付金よりも理論上の退職手当総額の増額分が上回ったことにより引当金が増えたものでございます。

畠原主任主事

3点目のベッドの購入についてでございます。ベッドにつきましては、現在病床数が314床ありますが、古い病院から持ってきたベッドというものが実は25台あります。それと、ベッドというのは大体耐用年数が10年ほどということで、新しい病院が開院してからもう10年以上経過しているということで、先ほど言いました古い病院から持ってきたベッドが25台と、実際に故障して修理が利かないというものが45台ということで、実際には70台使えないものがありました。70台全てを使わないとということになりますと、ベッドを回すことができないので、看護部と相談をいたしまして、必要最低限、今の段階で20台を追加するということで購入をさせていただいたところです。

倉本課長

私から救急車の転院搬送の基準ということでございますが、基本的にはドクターが判断をしておりまして、ドクターの判断で消防のほうに救急搬送ということで依頼をかけております。添乗は、ドクターが乗る場合もございますし、看護師が乗る場合もございます。

金子次長

2点目の特別損失に関しての補足なのですが、ご質問の内容としてはこの時期に急にだったのか、それとも何年かに1回こういうことがあるのかということだったと思います。確かにこれまで決算の見込みとして申し上げた額に特別損失が急に加わったというようなことの受け止めで、そういった質問の趣旨かなと思いますけれども、これは北海道退職手当組合のほうで、先ほど古山のほうからも申し上げましたけれども、理論上の普通退職により全員が退職した場合という金額の算定が12月だとか、その段階で数字が示されるのです。その金額とこれまで納付したものから退職手当分を差し引いた額というのは、毎年12月でないとはっきりしないものですから、これは特別利益か特別損失か、どちらかは基本的には発生するということになります。ここ2年間は特別利益が計上されてきた。これは、北海道退職手当組合での差額が特別利益という形で貸借対照表上で整理されたのですが、令和6年度に関しては特別損失のほう

に計上されたということでございます。現金の支出には全く関係ありませんので、帳簿上は約2億4,000万円のマイナスということになりますけれども、今年度についてはそういう整理ということでご理解いただきたいと思います。

委員長  
堀

ほかに質疑ございますか。

1点伺います。

資料の中の14ページですが、食糧費67万ほど、これは来客用だというふうに書かれていますが、これは何人ぐらいの人にこの金額が支払われたのかを伺います。

委員長  
倉本課長

答弁を求めます。

ただいまご質問ありました食糧費の件なのですけれども、人数につきましてはちょっと資料の持ち合わせがございませんので、もしよろしければ後日の説明ということでもよろしいでしょうか。

堀

後で教えていただければ結構ですけれども、こういう食事を接待するというのは、よっぽどの人でないとそうしないのでしょうか。それだけを確認したいと思います。

倉本課長

食糧費につきましては、先ほど委員がおっしゃったような、例えば教授ですか、そういう方が来られるということもございますが、基本的に出張医で来られる先生方の、診療後に昼食を食べていただくということで食糧費を計上しております。

委員長  
副委員長

ほかに質疑ございますか。

2点なのですが、大きな枠で考え方をお伺いしたいというふうに思います。

1つは、数年にわたってコロナの交付金収入がありました。それで現金、資金不足からプラスに転じたという経過がある中で、令和6年度にはその交付金はなかったわけです。私は、交付金収入があったことは助かったのですけれども、そのことが例えばベッド数の削減とか、それに見合う人員整備とか、そういうことが遅れたのではないかというふうな考え方もあるというふうに思うのですが、それは元の病床数で利用率が上がればそれにこしたことはなかったわけで、それは簡単な判断ではないのですけれども、令和6年度内でどうだったかという、そういう遅れたのではないかという考え方についての病院当局としてのお考えを伺っておきたいというふうに思います。

それと、2点目なのですが、22ページの総括事項にも書かれておりますが、新型コロナウイルス感染症流行前の水準に患者数が戻らないということ、これはよくメディアでも全国的な自治体病院のそういう状況が書かれているのですけれども、私は新型コロナウイルス感染症と現在の患者数、入院患者数とか、何が関係あるのか全く分かりません。基本的には、骨折とかそういうこともあると思うのですが、慢性疾患の患者の手術とか処置とかそれに伴う検査、これが入院につながると思うのですけれども、コロナの終息後に患者が戻らないという表現、それについては私たちの会派で分析して考えていることがあるので、明日の討論で述べますけれども、これは何が関係あるというふうにお考えですか。

答弁を求めます。

ただいま2点ご質問をいただきました。1つはコロナを経て結果的にベッド数の削減、人員整備が遅れたのではないかという指摘でありますけれども、病院側はやはりそうは考えていないのです。以前から申し上げているとおり、コ

コロナ禍を経て、通常の診療体制に戻れば患者は戻ってくると思っていました。実際に医療需要動向の分析をしますと、入院患者数は減らない。そして、外来患者数は微減していきますけれども、微減をするという傾向も含めて分析をした上で、コロナ禍の後は入院については200床程度、そして外来については750人程度の患者数に戻っていくというふうに分析をしておりました。また、ここから先はほかの病院も同様の分析をしているところだとは思うのですけれども、やはりコロナの期間を経て、患者が受診控えをしたり、あるいはもしかしたら感染予防だとかで実際に病院にかかるようなことが少なくなったのかもしれません。とにかく患者は想定以上に減っています。入院が170床という状況は、令和6年度に入るまで私どもは想定はしておりませんでした。そういうことからすると、判断が遅れたということについては、やはり病院としては令和6年に入って、病床も元に戻して、さあ、これから患者が以前に近い形で戻ってくるというふうに考えたところの当たが外れたというところがまず1点目のお答えになります。

そして、2点目も共通はするのですけれども、コロナ終息後に患者が戻らないということについては、いろんな病院が分析をしていますけれども、やはりコロナの受診控え、そして感染予防効果、あるいはもしかしたら社会的入院の減少等、いろんな複合的な原因が絡まって減少しているのだろうなと。独自で調査したところによると、5年前の令和元年と令和6年の比較をいたしますと、全道の中で13パーセント以上の患者数の減少が見られた。これは、人口減少だとか、そういったところをかなり超越した形で患者数は減っております。当院50億円ほどの診療収益で考えれば、13パーセントが減ると6億円を超える収益減というふうになります。この状況は想定はしていなかったということだけは、申し上げておきたいと思います。

委員長

説明が終わりました。

(「あしたの討論で述べます」と言う声あり)

委員長

ほかにご質問ございますか。

先ほど堀委員から食糧費について人数ということでご質問がございましたが、食糧費のほとんどは出張医で来られる先生方に召し上がっていただくという部分がかなり大きいのですけれども、令和6年度は年間で1,765件ございまして、一部の先生は昼食を取らないで帰られるという方もおりますので、大体年間1,800人、月でいいますと150人前後の先生方に昼食を取っていただいているというのが現状でございます。

委員長

堀委員、それでよろしかったですか。

はい。

委員長

ほかに質疑ございますか。

寄 谷

1件伺いますが、医業収益なのですけれども、前年と比べて何パーセントぐらい下がったかまず教えてほしいのですけれども。

委員長

答弁を求めます。

倉本課長

約6.5パーセント減でございます。

寄 谷

入院の患者が前年と比べて3.2パーセント、外来の患者数では6パーセントと減なのですけれども、患者の減少と収益の減少は比例するのではないかなどというふうに理解しているのですが、収益のほうの減少幅が大きいというのは、もしかしたら利益率の高い患者が減ってそういう結果になっているのではないかと。

ですので、利益率の高い患者というのは治ってこなくなったのか、それか病院を選んで他の病院に行ったのか、その辺どのように分析しているのか、もしあればお伺いしたいのですけれども。

青山課長

今寄谷委員のほうから外来患者数、入院患者数の減少率と収益に対する減少率が比例するのではないかというお話を聞いたかと思うのですけれども、入院につきましては外科医が1名減少しているということで、手術件数が減少しております。収益性の高い手術が減ると、どうしても収益につきましては減ることになりますので、そういう手術の減少が大きな要因かなというふうに思っております。

寄 谷

伝え聞いた話なので、正確ではないかもしれませんけれども、やはり患者の中では医者に対する評価やいろいろなわざが出ていて、滝川市立病院のお医者さんについても少しいろいろなわざが出てるので、もしかしたらほかの病院の先生のほうがいいよということで、そういう手術については他の病院で受けるなんていうことがあるかなという気もするのですけれども、その辺についてはどうでしょうか。今まで来ていたけれども、結局手術を受けずにほかの病院に行ったとか、そんな話というのはないのでしょうか。

委員長

これは決算に関係あるかなと僕ちょっと今思ったのですけれども……

(何事か言う声あり)

委員長

何かそういう分析はあるかということの質問でいいですか。

(何事か言う声あり)

委員長

分析とかありますか。

青山課長

そういう収益性の高い手術については、やはり高度な技術が必要な手術については当院ではないところに紹介するといった事例はあるかと思います。患者の評判で落ちているとか、そういうふうな分析まではしていないのですけれども、やっぱり技術的な部分というところで他施設に紹介するということはあるかと思います。

委員長

ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員長

ないようですので、質疑の留保はなしと確認してよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長

そのように確認します。

以上で認定第7号の質疑を終結いたします。

ここで所管入替えのため暫時休憩いたします。

休憩 14:24

再開 14:28

委員長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

認定第4号 令和6年度滝川市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

委員長

認定第4号 令和6年度滝川市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

まず、冒頭に資料要求をされる方はいらっしゃいますか。

(なしの声あり)

委員長

なしと確認いたします。

それでは、説明を求めます。

鎌田部長

(認定第4号を説明する。)

- 委員長 説明が終わりました。
- 寄 谷 これより質疑に入ります。質疑ございますか。
- 1点伺います。
- 事務概要の99ページの介護保険サービスの利用状況で、在宅サービスを見ますと、大体利用件数が伸びている中で、訪問入浴とか訪問リハビリが前年と比べて減っているような気がするのですけれども、昨年訪問介護の基本報酬が引き下げられたということがありまして、その辺の影響がここに現れているのかどうなのかなということが気になるのですけれども、その辺りはどうなのでしょうか。
- 委員長 答弁を求めます。
- 大川係長 先ほどのご質問でございますが、訪問介護サービスにつきましては今回の介護報酬が下がったこととは影響していないというふうに考えているところでございます。
- 委員長 ほかに質疑ございますか。
- (なしの声あり)
- 委員長 なしと認めます。
- ないようですので、質疑の留保はなしと確認してよろしいでしょうか。
- (異議なしの声あり)
- 委員長 そのように確認します。
- 以上で認定第4号の質疑を終結いたします。
- ここで所管入替えのため暫時休憩いたします。
- 休 憩 14:48
- 再 開 14:50
- 委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。
- 認定第2号 令和6年度滝川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について**
- 委員長 認定第2号 令和6年度滝川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。
- まず、冒頭に資料要求をされる方はいらっしゃいますか。
- (なしの声あり)
- なしと認めます。
- それでは、説明を求めます。
- (認定第2号を説明する。)
- (認定第2号を説明する。)
- 委員長 説明が終わりました。
- これより質疑に入ります。質疑ございますか。
- 山 口 1点だけ。
- 256ページの特別対策事業費の収納率向上特別対策事業なのですけれども、収納率が少し上がったと今聞きましたけれども、具体的対策というのはどういうものですか。
- 委員長 答弁を求めます。
- 大橋課長補佐 私のほうから収納率向上特別対策事業の具体的な取組と効果についてご説明いたします。
- 収納率向上特別対策事業の取組につきましては、収納率向上に向けた周知、啓

発、納め忘れを防ぐための口座振込の推進、納税の利便性向上のためのコンビニ納付等に係る手数料の支払い、催告書等の発送となります。その効果といったしましては、周知、啓発に関しましては督促状の発送後、電話による催告を年間549件行っておりまして、早期納税につながっております。口座振込に関しましては、税全体の普通徴収の口座振込率は39.5パーセントですが、国保に関しましては44.8パーセントと、5.3パーセント上回っております。催告書につきましては4月、7月、11月、2月に未納者へ一斉送付しており、それでも未納となつておる方に対しては早い段階から財産調査を行い、納付誓約を守らない場合は差押えを行っており、令和6年度は273件を行っております。このような取組を行つた結果、国保の現年度収納率は過去最高の97.58パーセントとなりました。

委員長  
寄 谷

ほかに質疑ございますか。

2点伺います。

1点目は、事務概要の53ページにある特定健康診査なのですが、健診実施率が36.7パーセントということで健闘されていると思うのですけれども、実際に特定健診を受ければ未然に成人病になるのを防げるよとか、なつても軽いよというデータがあれば、もっと受診率が上がるのではないかなどと思うのですが、そういうデータというのはあるのかないのかを伺いたいと思います。

もう一つ、保険税の徴収なのですけれども、繰越分で徴収する額と滞納の費用を比べると、滞納額の割合が結構高いように思うのですが、これはどれくらい滞納するところの額になるのかというのをお伺いしたいのですけれども。

答弁を求めます。

特定健診に関してご説明いたします。

特定健診につきましては、40歳から74歳までの被保険者を対象にメタボリックシンドロームに着目し、生活習慣病の早期発見、早期介入を目的としています。ご質問の生活習慣病の発症確率や重症度に関する直接なデータにつきましては、現時点では持ち合わせておりません。しかしながら、本市における医療費の分析データによりますと、特定健診受診者の医療費につきましては少ないという結果が出ております。このことから、特定健診の受診は生活習慣病の予防及び軽度での発見に一定の効果があるものと考えております。

委員長  
栗木係長

今寄谷委員からご質問いただきました延滞金についてなのですが、滞納繰越しの収納額に対して延滞金がかかるつているわけではなくて、納期限が過ぎた形で支払いをいただき、本税が完納になった時点で確定した延滞金ということになってございます。もちろん寄谷委員のおっしゃるとおり、延滞金の収入額も非常に大きい額、800万円ほどになっておりまして、この額は年利率で換算しますと法定で8.7パーセントが本税に対して1年間でかかる形になっております。統計は取っておりませんが、どれだけかかるればどれくらいかという金額は、元本に対して8.7パーセントの年利率がかかるつてしまう形になりますので、やはり2年、3年とお支払いいただけないような方に関しては、延滞金も大きくなつてしまつという形になつております。この延滞金の収入額の中には、悪質な滞納者の方がいらっしゃつて、その中で滞納処分で差押えで収納になつたという金額もございます。ただ、生活の状況が改善されないで、延滞金がどうしてもかかるつてしまつた方についてもお支払いはいただかなくてはいけない部分になつてしまつのですが、もちろん収入が戻らない方に関しては滞納処分の執行停止をして、延滞金まで徴収はしないような形も取つてございます。

野村課長補佐

- 委員長 ほかに質疑ございますか。  
(なしの声あり)
- 委員長 ないようですので、質疑の留保はなしと確認してよろしいでしょうか。  
(異議なしの声あり)
- 委員長 なしと認めます。  
そのように確認します。  
以上で認定第2号の質疑を終結いたします。  
ここで所管入替えのため暫時休憩いたします。
- 休 憩 15:13  
再 開 15:14
- 委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。
- 認定第5号 令和6年度滝川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について**
- 委員長 認定第5号 令和6年度滝川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。  
まず、冒頭に資料要求をされる方はいらっしゃいますか。  
(なしの声あり)
- 委員長 なしと認めます。  
それでは、説明を求めます。
- 横山部長 (認定第5号を説明する。)
- 委員長 説明が終わりました。
- これより質疑に入ります。質疑ございますか。
- 山 口 2点お願いします。  
383ページの健康診査に要した経費について、例年がん検診とか脳ドックとか、それから一般的な血液とか血圧とかの診査をやりますけれども、そのほかの項目というのはあるのか確認をしたいと思います。  
それと、75歳になると後期高齢者医療制度に加入するのですけれども、国保から移る人もいるし、社保から移る人もいるのですけれども、新しく該当する人に対する制度の説明というのはどういうふうにしているのですか。  
以上、2つです。
- 委員長 答弁を求めます。
- 大橋課長補佐 私のほうから1点目の、健康診査の検査項目、どんな項目があるのかというお話をについてでございます。後期医療の健診につきましては広域連合に定められた健診を行っております。この予算の中に含まれているのは後期の健康診査、それと脳ドックの検査、この2点の検査となっております。
- 菊地係長 新たに75歳を迎えた方への制度説明等につきましては、75歳のお誕生日を迎える方を住民基本台帳のほうから抽出をいたしまして、その方たちに対しまして直接ご案内のパンフレットやマイナ保険証のご説明の文書などを併せて郵送させていただく形で発信をさせていただいております。
- 大橋課長補佐 すみません。先ほど健康診査という項目でご説明しましたが、健康診査の中身でございますが、基本的に身体計測診査、こちらは問診ですとか身長、体重、BMI、そういった身体測定と血圧の測定となっております。もう一つが血液検査となりまして、こちらにつきましては中性脂肪ですとかHDLコレステロール、LDLコレステロール、肝機能検査、血糖検査、あと腎機能検査、尿酸

検査となっております。もう一点、最後が尿検査となりまして、こちらは糖ですとかたんぱくなどの検査となります。

山 口 新規の該当者へ郵送されるとのことですけれども、やっぱり結構相談を受けるのですけれども、よく分からぬとか、役所のほうにはそういう相談はないですか。

菊地係長 お電話などで、こういった文書が届いたのだけれどもどういったことだろうかというようなお問合せを何件かいただくことはございます。お電話にてお話をさせていただくのですが、うまくお話が通じないとか分かりにくいという場合は、臨時的に訪問等いたしまして、直接お顔を見ながらお話をさせていただいたりなどの対応をさせていただいております。

委 員 長 ほかに質疑ございますか。  
(なしの声あり)

委 員 長 なしと認めます。  
ないようですので、質疑の留保はなしと確認してよろしいでしょうか。  
(異議なしの声あり)

委 員 長 そのように確認します。  
以上で認定第5号の質疑を終結いたします。  
これより休憩に入りますが、休憩中に書類審査を行っていただきます。なお、4月から6月までの3か月分の書類を用意しておりますが、その他の月の書類審査を希望される方は所管で準備いたしますので、お申出ください。一応10分ぐらいを目安といたします。

それでは、暫時休憩いたします。

休 憩 15:27  
再 開 15:33

委 員 長 それでは、会議を再開いたします。  
**書類審査**

委 員 長 休憩中に書類審査をしていただきましたが、これに対する質疑はございますか。  
(なしの声あり)

委 員 長 ないようですので、書類審査の質疑を終結いたします。  
以上で本日の日程は全て終了いたしました。  
明日は午前10時から会議を開きます。  
本日はこれにて散会いたします。  
お疲れさまでした。

散 会 15:34